鎌ケ谷市南部地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）運営規程

（事業の目的）

第1条　社会福祉法人　慶美会が開設する鎌ケ谷市南部地域包括支援センター介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は地域保健等の経験のある看護師及び主任介護支援専門員、社会福祉士又は準ずる者（以下「保健師等」という。）が虚弱状態及び要支援状態にある高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　事業所の保健師等は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

１　虚弱状態及び要支援状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立して日常生活を営むことができるよう配慮すること。

２　利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定介護予防サービスや地域支援事業サービス等、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。

３　事業の運営に当たっては、鎌ヶ谷市、鎌ヶ谷市内の地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、ボランティア団体等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名　称　　鎌ケ谷市南部地域包括支援センター

２　所在地　　千葉県鎌ケ谷市西道野辺１０－２８－１０１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　1名（　常勤1名（主任介護支援専門員と兼務）　）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

２　保健師等　4名以上

保健師等は、指定介護予防支援の提供に当たる。

３　事務職員　１名以上

事務職員は必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営 業 日　　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く。

２　営業時間　　午前9時00分から午後6時00分までとする。

（介護予防支援の内容）

第6条　指定介護予防支援の内容は次のとおりとする。

１　介護予防ケアプランの作成

２　指定介護予防サービス提供事業者との連絡調整

３　効果の評価

４　その他利用者に対する便宜の提供

（介護予防支援の提供方法）

第7条　利用者からの相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは事業所内とする。

２　サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅若しくは事業者内とする。

３　事業所の保健師等は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び介護予防ケアプランの実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

（利用料等）

第8条　指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条　通常の事業の実施地域は、以下の地区とする。

鎌ケ谷市	南部地区：中沢、北中沢、東中沢、道野辺、東道野辺1丁目、西道野辺、馬込沢 東部地区：鎌ケ谷、南鎌ケ谷、東道野辺2丁目～7丁目、丸山

（個人情報保護）

第10条　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報をみだりに他人にしらせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１１条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

（２）虐待の防止のための指針を整備するものとする。

（３）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施するものとする。

（４）上記の措置を適切に実施するための担当責任者を置くものとする。

２　虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村に報告するとともに、虐待防止等を検討する委員会にて協議し、再発防止策について介護職員その他の職員に周知するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第12条　当事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

２　前項に規定する研修の実施に当たっては、鎌ケ谷市及び他の指定介護予防支援事業所との連携を図ることとする。

３　当事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

４　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は鎌ケ谷市、社会福祉法人慶美会理事長及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月１日から施行する。